

「ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(子への学習支援) における成果連動型委託」契約結果

横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(子への学習支援)における成果連動型委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名 ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(子への学習支援)における成果連動型委託契約

2 委託内容 学習につまずきやすい小学校から中学校への接続期であり、思春期を迎えて親子関係が難しくなる中学1年生のひとり親家庭の児童を対象とし、一人ひとりの学習における悩みの克服や、学習習慣の定着を図ることにより、進学の実現や将来のビジョンの育成を行うことを目的として訪問による学習支援を実施します。
また、本事業では事業者の能力・知見を活用することでより高い成果を実現するとともに、事業効果の検証に向けたデータや知見の収集を目的とし、あらかじめ定めた成果指標の達成状況に応じて支払額が変わる成果連動型委託契約により事業を実施します。

3 契約の相手方 株式会社 トライグループ

4 契約金額 25,442,999円

5 契約日 令和6年5月31日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社 トライグループ	565点	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

開催日時	令和6年4月18日(木) 10時20分から12時まで
開催場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所会議室
議事内容	提案者ヒアリング(提案書説明及び質疑応答)、評価、評価の集計
評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先 こども青少年局こども家庭課(045-671-2390)

提案書評価基準

1 業務名称

ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（子への学習支援）における成果連動型業務委託

■評価基準

評価項目	評価の着眼点	上限 配点	採点					採点 (a)	係数 (b)	採点 結果 a×b
			不十分	不適切	普通	十分	最適			
① 提案者の概要・事業実績（様式4）	・本事業を委託する上で、学習・教育支援関連の活動実績及び行政からの受託事業等から、十分に信頼できることが見込まれるか。	15	1	2	3	4	5		3.0	0
② 業務実施の方針（様式5）	・本事業で支援するひとり親世帯の児童及びその保護者が置かれている生活の状況や課題を十分に理解しているか。 ・本事業の目的を踏まえた業務実施の方針が、具体的かつ適切であるか	15	1	2	3	4	5		3.0	0
	・成果指標に対し理解があるか。	15	1	2	3	4	5		3.0	0
③ 業務実施内容（様式6）	・具体的で実現可能なものになっているか。 ・児童に学習習慣を定着させるためのプログラムや効果測定の方法が、具体的かつ適切であるか。 ・個々の利用者に応じた学習支援の実施方法や達成状況の確認方法が、具体的かつ適切であるか。	25	1	2	3	4	5		5.0	0
	・指標に対し、自社ノウハウを活かした手法が提示されているか。	15	1	2	3	4	5		3.0	0
業務の実施体制	④ 職員育成方針（様式7）	15	1	2	3	4	5		3.0	0
	⑤ 児童の安全に関する取組（様式8）	10	1	2	3	4	5		2.0	0
	⑥ 関係機関との連携（様式9）	15	1	2	3	4	5		3.0	0

⑦ 個人情報保護(様式10)	・業務を通じ知り得た個人情報の管理方法、従事職員への個人情報保護に関する指導計画が、具体的かつ適切であるか。	10	1	2	3	4	5		2.0	0	
⑧ 感染症等への対応(様式11)	・感染症等の感染防止のための対策が、具体的かつ適切であるか。 ・感染症等の影響により訪問による学習支援が困難になった場合の対応策が、具体的かつ適切であるか。	5	1	2	3	4	5		1.0	0	
合計		140									0

【評価・採用にあたっての留意点】

- ・140点(加重倍率適用後)×委員5名=700点満点
- ・委員5名の合計が350点未満の場合は、プロポーザルは特定されないものとする。
- ・項目のうち一つでも、1点を付けた委員が過半数を超えたものがある場合も同上。

■評価の方法について

1 配分の考え方

評価基準の配点の設定は次のとおりです。

評価項目	配点	比重
団体の概要等に関する項目 (No. 1)	15	10.7%
事業計画に関する項目 (No. 2～8)	125	89.3%
合計	140	100.0%

【評価の目安】

非常に優れている	5
優れている	4
ふつう	3
劣っている	2
記述がない・要求に適合していない	1

2 選定の考え方

評価委員会の各委員の得点の合計点を評価得点とします。

なお、同点の場合には、「事業計画に関する項目 (No. 2～8) の評価点の合計が高い団体を選定します。それでもなお同点の場合には、「業務実施内容に関する項目 (No. 3)」の評価点の合計が高い団体を選定します。

3 評価基準

評価点に1(最低評価)を付けられた項目が1つ以上ある団体又は全体の合計点に比べて得点が50%未満の団体は、原則として選定しません。

4 委員が欠席した場合の取扱

「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」第15条第1項を準用し、委員の定足数の5分の4以上の出席をもって評価委員会が成立したものとします。